

公 告

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 年 徳 清



下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1. 競争入札に付する事項：
 - (1) 件 名： 訓練射撃に伴う人員輸送外3件
 - (2) 規 格： 仕様書のとおり
 - (3) 履行場所： ア 熊谷基地～宇都宮駐屯地（往復）
イ 熊谷基地～予科練平和記念館（往復）
ウ 熊谷基地～入間基地（往復）
エ 熊谷基地～入間基地（往復）
 - (4) 履行期間： ア 令和4年10月3日、10月4日、10月17日、10月18日
イ 令和4年10月6日、10月7日、10月14日
ウ 令和4年10月12日
エ 令和4年10月13日
- 2 入札書提出期限： 令和4年9月27日（火） 17時00分（左記期間中行政機関の休日等を除く8時15分から17時までの間）
- 3 入札書提出場所： 航空自衛隊熊谷基地 会計課事務室
- 4 開札日時： 令和4年9月28日（水） 11時00分
- 5 開札場所： 航空自衛隊熊谷基地 会計課入札室
- 6 入札参加資格：
 - (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
 - (2) 次の資格を付与されていること。
 - ア 資格 防衛省競争参加資格・全省庁統一資格
 - イ 年度 令和4・5・6年度
 - ウ 種別 役務の提供等
 - エ 地域 関東甲信越
 - オ 等級 A B C D
 - (3) 契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
 - (7) 道路運送法第4条に基づく埼玉県を営業区域とする一般貸切旅客自動車運送事業の許可または旅行業の登録を受けている者であること。
 - (8) 運行するバス会社は、公益社団法人日本バス協会における貸切バス事業者の安全性評価認定制度の登録を受けている者であること。
- 7 入札方法： 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。
- 8 落札決定方式： 総額決定
- 9 保証金： 入札保証金 免除、契約保証金 免除
- 10 入札の無効：
 - (1) 参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
 - (2) ファックス等による入札は認めない。
 - (3) バス代金の積算運賃・料金が、国土交通大臣への届出運賃の上限及び下限の範囲内に入札は無効とする。また、自社が運行するバスであっても、出庫場所等が複数ある場合は、各出庫場所毎にバス代金内訳明細書を提出するものとする。
 - (4) 旅行業の登録を受けて参加する場合は、提携しているバス会社との契約が下限値を下回らない場合であっても、手数料等割引を行った上で下限値を下回った金額での入札については無効とする。また、提携しているバス会社が複数ある場合は、各会社の出庫場所毎にバス代金内訳明細書を提出するものとする。
 - (5) 有料道路料金について、東日本高速道路（株）の定める料金又はETC割引を適用した料金とする。
- 11 契約書の作成の有無： 有
- 12 適用する契約条項等： 航空自衛隊適用契約条項の関係条項
禁力団排除に関する特約条項（工事以外）
- 13 契約条項を示す場所： 航空自衛隊熊谷基地会計課及び熊谷基地ホームページ内
- 14 その他：
 - (1) 入札辞退の際は入札書に辞退の旨を記入し提出すること。
 - (2) 全省庁統一資格の資格審査結果通知書及び道路運送法第4条に基づく埼玉県を営業区域とする一般貸切旅客自動車運送事業の許可または旅行業の登録を受けている者である証明書の写しを令和4年9月27日（火）17時までに提出すること。国土交通省へのバス届出運賃の変更がされ許可されている場合は変更届の写しも併せて提出すること（FAX可）
 - (3) 入札参加者は、バス代金内訳明細書を入札書と同時に第2項の期限内に提出するものとする。郵便等で提出する入札書は、入札投函用の封筒に第1項(1)に記載されている入札件名を明記して封をしたのち、その封筒を郵送用の封筒の中に入れ発送すること。その際に使用する筆記具の色は問わないものとする。
 - (4) 代理人の入札参加は、委任状を持参すること。
 - (5) 抽選の場合で、くじを引かない者があるときは、予決令第83条2項により、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
 - (6) 本書記載事項等の詳細については、会計課契約班に照会のこと。
(TEL:048-632-3554 内線287 FAX: 048-632-4152 担当:折出)

内 訳 書

No.	品名(件名)		規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
ア	訓練射撃に伴う人員輸送	バス代金 10月3日	仕様書のとおり (熊谷-2教群教第12号) 熊谷基地~宇都宮駐屯地~熊谷基地	台	3		
	〃	バス代金 10月4日	〃	台	3		
	〃	バス代金 10月17日	〃	台	3		
	〃	バス代金 10月18日	〃	台	2		
	バス代金小計						
	消費税及び地方消費税						
	訓練射撃に伴う人員輸送	有料道路代金	仕様書のとおり (熊谷-2教群教第12号) 羽生IC~壬生IC~羽生IC	台	11		
	小 計						
イ	現地訓練に伴う人員輸送	バス代金 10月6日	仕様書のとおり (熊谷-2教群教第13号) 熊谷基地~予科練平和記念館~熊谷基地	台	3		
	〃	バス代金 10月7日	〃	台	3		
	〃	バス代金 10月14日	〃	台	3		
	バス代金小計						
	消費税及び地方消費税						
	現地訓練に伴う人員輸送	有料道路代金	仕様書のとおり (熊谷-2教群教第13号) 花園IC~桜土浦IC~花園IC	台	9		
	小 計						

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	仕様書番号	
	性質による分類	熊谷-2教群教第12号	
物品番号		承認	令和4年9月16日
件名	訓練射撃に伴う人員輸送	作成	令和4年9月12日
		改正	
		作成部隊等名	第2教育群教務科

1 総則

- (1) 適用範囲 本仕様書は、バス借上の運行について適用する。
- (2) 用語の定義 本仕様書においては、表1のとおりとする。

表1

用語	本仕様書内使用用語
航空自衛隊熊谷基地	熊谷基地
乗車定員50名のバス	バス
陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮駐屯地

2 借上場所及び運行区間

- (1) 借上場所及び運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地～宇都宮駐屯地（往復）
- (2) 高速道路運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地から宇都宮駐屯地までの間は、羽生IC（東北自動車道）から壬生IC（北関東自動車道）までとする。

3 借上期日

- 令和4年10月3日（月）、10月4日（火）、10月17日（月）及び10月18日（火）
- (1) 契約相手方の義務として本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
 - (2) 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、契約担当官と調整するものとする。

品名	訓練射撃に伴う人員輸送
----	-------------

5 役務に関する要求

(1) 基準運行計画及び台数

熊谷基地から宇都宮駐屯地までの基準となる運行計画は、表2のとおりとする。

表2

運行日	10月3日(月)	10月4日(火)	10月17日(月)	10月18日(火)	
台数	3台	3台	3台	2台	
運行時間	運行区分(経路)		走行距離(km)	待機時間(分)	適用
	発地(経路)	着地(経路)			
発着 0610 0630 0830	—	熊谷基地 正門	—		
	熊谷基地	羽生IC	28.0		一般道
	羽生IC	壬生IC	46.1		東北自動車道 北関東自動車道 (佐野SAで休憩)
	壬生IC	宇都宮駐屯地	6.0		一般道
	宇都宮駐屯地内 指定駐車場にて待機			600	宇都宮駐屯地内駐 車場
1700 1900	宇都宮駐屯地	壬生IC	6.0		一般道
	壬生IC	羽生IC	46.1		東北自動車道 北関東自動車道 (佐野SAで休憩)
	羽生IC	熊谷基地	28.0		一般道
合計			160.2	600	

※待機時間については食事60分を除く。

(2) 通知

借上バス運行に関しては、各借上期日の2日前(土日祝日を除く)までに車番、運転手の氏名、年齢及び連絡方法を契約担当官に通知するものとする。

(3) 連絡

運行日の緊急の連絡先として契約担当官に契約相手方の連絡方法を通知するものとする。

(4) 検査

検査は地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。

(5) 保証

ア 本仕様書の役務履行にあたり、借上バスが運行不能に陥った場合は、契約相手方の責任において代替バス等を運行するものとする。

イ 本仕様書によって行われる役務の履行は隊員を乗車させ、出発した時点から開始され、熊谷基地に帰隊し、隊員を降車させて終了とする。

6 その他

(1) 契約相手方は道路交通法を遵守し、安全運行を実施する。

(2) 契約相手方は本仕様書及び役務内容に疑義がある場合、契約担当官と協議するものとする。

(3) 宇都宮駐屯地では、不測事態等の状況によりバスを運行する可能性があるものとし、待機中は拘束時間であり、休息时间ではないものとする。

(4) 宇都宮駐屯地内の駐車場周辺では、運転手等が待機できる施設等が確保できないため、運転手等はバス内またはその付近にて待機するものとする。

(5) 警備上の理由により、宇都宮駐屯地における運転手交替のための社用車等の入門は不可とする。

(6) 荒天時は、宇都宮駐屯地での隊員の待機場所として、借上バスを使用する。

(7) 契約相手方は、契約担当官からの新型コロナウイルス感染拡大防止に関する指示(37.5℃以上の発熱の者の入門禁止、マスクの常時着用及び3密の回避等)に従い、運行するものとする。

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類 役務仕様書	仕様書番号	
	性質による分類 個別仕様書	熊谷-2教群教第13号	
物品番号		承認	令和4年9月16日
件名	現地訓練に伴う人員輸送	作成	令和4年9月12日
		改正	
		作成部隊等名	第2教育群教務科

1 総則

- (1) 適用範囲 本仕様書は、バス借上の運行について適用する。
(2) 用語の定義 本仕様書においては、表1のとおりとする。

表1

用語	本仕様書内使用用語
航空自衛隊熊谷基地	熊谷基地
乗車定員50名のバス	バス
予科練平和記念館	予科練

2 借上場所及び運行区間

- (1) 借上場所及び運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地～予科練（往復）
(2) 高速道路運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地から予科練までの間は、花園IC（関越自動車道）から
桜土浦IC（常磐自動車道）までとする。

3 借上期日

令和4年10月6日（木）、10月7日（金）及び10月14日（金）

4 一般事項

- (1) 契約相手方の義務として本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
(2) 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、契約担当官と調整するものとする。

品名	現地訓練に伴う人員輸送
----	-------------

5 役務に関する要求

(1) 基準運行計画及び台数

熊谷基地から予科練までの基準となる運行計画は、表2のとおりとする。

表2

運行日	10月6日(木)		10月7日(金)		10月14日(金)
台数	3台		3台		3台
運行時間	運行区分(経路)		走行距離(km)	待機時間(分)	適用
	発地(経路)	着地(経路)			
0700	発	着			
	—	熊谷基地正門	—		
	熊谷基地	花園IC	11.6		一般道
	花園IC	桜土浦IC	112.3		関越自動車道 圏央道 常磐自動車道 (菖蒲PAで休憩)
0930	桜土浦IC	予科練	7.0		一般道
	予科練内 指定駐車場にて待機			390	予科練駐車場
1430	予科練	桜土浦IC	7.0		一般道
	桜土浦IC	花園IC	112.3		関越自動車道 圏央道 常磐自動車道 (菖蒲PAで休憩)
	花園IC	熊谷基地	11.6		一般道
1700					
合計			261.8	390	

※待機時間については食事60分を除く。

(2) 通知

借上バス運行に関しては、各借上期日の2日前(土日祝日を除く)までに車番、運転手の氏名、年齢及び連絡方法を契約担当官に通知するものとする。

(3) 連絡

運行日の緊急の連絡先として契約担当官に契約相手方の連絡方法を通知するものとする。

(4) 検査

検査は地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。

(5) 保証

ア 本仕様書の役務履行にあたり、借上バスが運行不能に陥った場合は、契約相手方の責任において代替バス等を運行するものとする。

イ 本仕様書によって行われる役務の履行は隊員を乗車させ、出発した時点から開始され、熊谷基地に帰隊し、隊員を降車させて終了とする。

6 その他

(1) 契約相手方は道路交通法を遵守し、安全運行を実施する。

(2) 契約相手方は本仕様書及び役務内容に疑義がある場合、契約担当官と協議するものとする。

(3) 予科練では、不測事態等の状況によりバスを運行する可能性があるものとし、待機中は拘束時間であり、休憩時間ではないものとする。

(4) 予科練内の駐車場周辺では、運転手等が待機できる施設等が確保できないため、運転手等はバス内またはその付近にて待機するものとする。

(5) 警備上の理由により、予科練駐車場における運転手交替のための社用車等の進入は不可とする。

(6) 荒天時は、予科練での隊員の待機場所として、借上バスを使用する。

(7) 契約相手方は、契約担当官からの新型コロナウイルス感染拡大防止に関する指示(37.5℃以上の発熱の者の入門禁止、マスクの常時着用及び3密の回避等)に従い、運行するものとする。

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類 役務仕様書	仕様書番号	
	性質による分類 個別仕様書	熊谷-2教群教第14号	
物品番号		承認	令和4年9月16日
件名	現地訓練（入間）に伴う人員輸送	作成	令和4年9月12日
		改正	
		作成部隊等名	第2教育群教務科

1 総則

- (1) 適用範囲 本仕様書は、バス借上の運行について適用する。
(2) 用語の定義 本仕様書においては、表1のとおりとする。

表1

用語	本仕様書内使用用語
航空自衛隊熊谷基地	熊谷基地
乗車定員50名のバス	バス
航空自衛隊入間基地	入間基地

2 借上場所及び運行区間

- (1) 借上場所及び運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地～入間基地（往復）
(2) 高速道路運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地から入間基地までの間は、花園IC（関越自動車道）から川越IC（関越自動車道）までとする。

3 借上期日

令和4年10月12日（水）

4 一般事項

- (1) 契約相手方の義務として本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
(2) 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、契約担当官と調整するものとする。

品名	現地訓練（入間）に伴う人員輸送
----	-----------------

5 役務に関する要求

(1) 基準運行計画及び台数

熊谷基地から入間基地までの基準となる運行計画は、表2のとおりとする。

表2

運行日	10月12日（水）				
台数	2台				
運行時間	運行区分（経路）		走行距離 （km）	待機時間 （分）	適用
	発地（経路）	着地（経路）			
0610 0630 0800	—	熊谷基地 正門	—		
	熊谷基地	花園 I C	11.6		一般道
	花園 I C	川越 I C	28.3		関越自動車道
	川越 I C	入間基地	9.0		一般道
	入間基地内指定駐車場 にて待機		0.0	480	
1700 1830	入間基地	川越 I C	9.0		一般道
	川越 I C	花園 I C	28.3		関越自動車道
	花園 I C	熊谷基地	11.6		一般道
合計			97.8	480	

※待機時間については食事60分を除く。

(2) 通知

借上バス運行に関しては、各借上期日の2日前（土日祝日を除く）までに車番、運転手の氏名、年齢及び連絡方法を契約担当官に通知するものとする。

(3) 連絡

運行日の緊急の連絡先として契約担当官に契約相手方の連絡方法を通知するものとする。

(4) 検査

検査は地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。

(5) 保証

ア 本仕様書の役務履行にあたり、借上バスが運行不能に陥った場合は、契約相手方の責任において代替バス等を運行するものとする。

イ 本仕様書によって行われる役務の履行は隊員を乗車させ、出発した時点から開始され、熊谷基地に帰隊し、隊員を降車させて終了とする。

6 その他

(1) 契約相手方は道路交通法を遵守し、安全運行を実施する。

(2) 契約相手方は本仕様書及び役務内容に疑義がある場合、契約担当官と協議するものとする。

(3) 入間基地では、不測事態等の状況によりバスを運行する可能性があるものとし、待機中は拘束時間であり、休息时间ではないものとする。

(4) 入間基地内の駐車場周辺では、運転手等が待機できる施設等が確保できないため、運転手等はバス内またはその付近にて待機するものとする。

(5) 警備上の理由により、入間基地における運転手交替のための社用車等の入門は不可とする。

(6) 荒天時は、入間基地での隊員の待機場所として、借上バスを使用する。

(7) 契約相手方は、契約担当官からの新型コロナウイルス感染拡大防止に関する指示（37.5℃以上の発熱の者の入門禁止、マスクの常時着用及び3密の回避等）に従い運行するものとする。

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類 役務仕様書	仕様書番号	
	性質による分類 個別仕様書	熊谷-2教群教第15号	
物品番号		承認	令和4年9月16日
件名	現地訓練（修武台）に伴う人員輸送	作成	令和4年9月12日
		改正	
		作成部隊等名	第2教育群教務科

1 総則

- (1) 適用範囲 本仕様書は、バス借上の運行について適用する。
(2) 用語の定義 本仕様書においては、表1のとおりとする。

表1

用語	本仕様書内使用用語
航空自衛隊熊谷基地	熊谷基地
乗車定員50名のバス	バス
航空自衛隊入間基地	入間基地

2 借上場所及び運行区間

- (1) 借上場所及び運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地～入間基地（往復）
(2) 高速道路運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地から入間基地までの間は、花園IC（関越自動車道）から川越IC（関越自動車道）までとする。

3 借上期日

令和4年10月13日（木）

4 一般事項

- (1) 契約相手方の義務として本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
(2) 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、契約担当官と調整するものとする。

品名	現地訓練（修武台）に伴う人員輸送
----	------------------

5 役務に関する要求

(1) 基準運行計画及び台数

熊谷基地から入間基地までの基準となる運行計画は、表2のとおりとする。

表2

運行日	10月13日(木)				
台数	2台				
運行時間	運行区分(経路)		走行距離(km)	待機時間(分)	適用
	発地(経路)	着地(経路)			
0630	発	—	—		
	着	熊谷基地	熊谷基地正門		
	0610	熊谷基地	花園IC	11.6	一般道
	0800	花園IC	川越IC	28.3	関越自動車道
	川越IC	入間基地	9.0	一般道	
	基地内運行(指定駐車場～1高群地区)		10.0	480	指定駐車場～1高群地区間を1往復する。その他、入間基地内指定駐車場にて待機
1700	入間基地	川越IC	9.0		一般道
	川越IC	花園IC	28.3		関越自動車道
	1830	花園IC	熊谷基地	11.6	一般道
合計			107.8	480	

※待機時間については食事60分を除く。

(2) 通知

借上バス運行に関しては、各借上期日の2日前(土日祝日を除く)までに車番、運転手の氏名、年齢及び連絡方法を契約担当官に通知するものとする。

(3) 連絡

運行日の緊急の連絡先として契約担当官に契約相手方の連絡方法を通知するものとする。

(4) 検査

検査は地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。

(5) 保証

ア 本仕様書の役務履行にあたり、借上バスが運行不能に陥った場合は、契約相手方の責任において代替バス等を運行するものとする。

イ 本仕様書によって行われる役務の履行は隊員を乗車させ、出発した時点から開始され、熊谷基地に帰隊し、隊員を降車させて終了とする。

6 その他

(1) 契約相手方は道路交通法を遵守し、安全運行を実施する。

(2) 契約相手方は本仕様書及び役務内容に疑義がある場合、契約担当官と協議するものとする。

(3) 入間基地では、不測事態等の状況によりバスを運行する可能性があるものとし、待機中は拘束時間であり、休憩時間ではないものとする。

(4) 入間基地内の駐車場周辺では、運転手等が待機できる施設等が確保できないため、運転手等はバス内またはその付近にて待機するものとする。

(5) 警備上の理由により、入間基地における運転手交替のための社用車等の入門は不可とする。

(6) 荒天時は、入間基地での隊員の待機場所として、借上バスを使用する。

(7) 契約相手方は、契約担当官からの新型コロナウイルス感染拡大防止に関する指示(37.5℃以上の発熱の者の入門禁止、マスクの常時着用及び3密の回避等)に従い運行するものとする。